

枚方市事務事業総点検実施方針

．実施の趣旨・目的

(1) 趣旨

本市における新たな行政改革の取り組みの一つとして、平成 24・25 年度の 2 か年において、すべての事務事業を対象に総点検を行い、その結果に基づき、見直し・廃止等を決定し、予算等に反映するもの。

(2) 目的

事務事業の必要性・効率性・有効性等の検証

庁内での点検結果を外部有識者の事務事業総点検評価員(以下「評価員」という。)が評価することで、事務事業の必要性・効率性・有効性等を検証する。

市民への説明責任の履行

総点検の結果とその対応案を公表し、市議会や市民から意見を求めることで、行政としての説明責任を履行する。

職員の職務執行に対する意識改革の推進

職員が自ら所管する事務事業について、従来とは異なった視点で点検を行うことで、新たな見直しにつなげるなど、職員の意識改革を推進する。

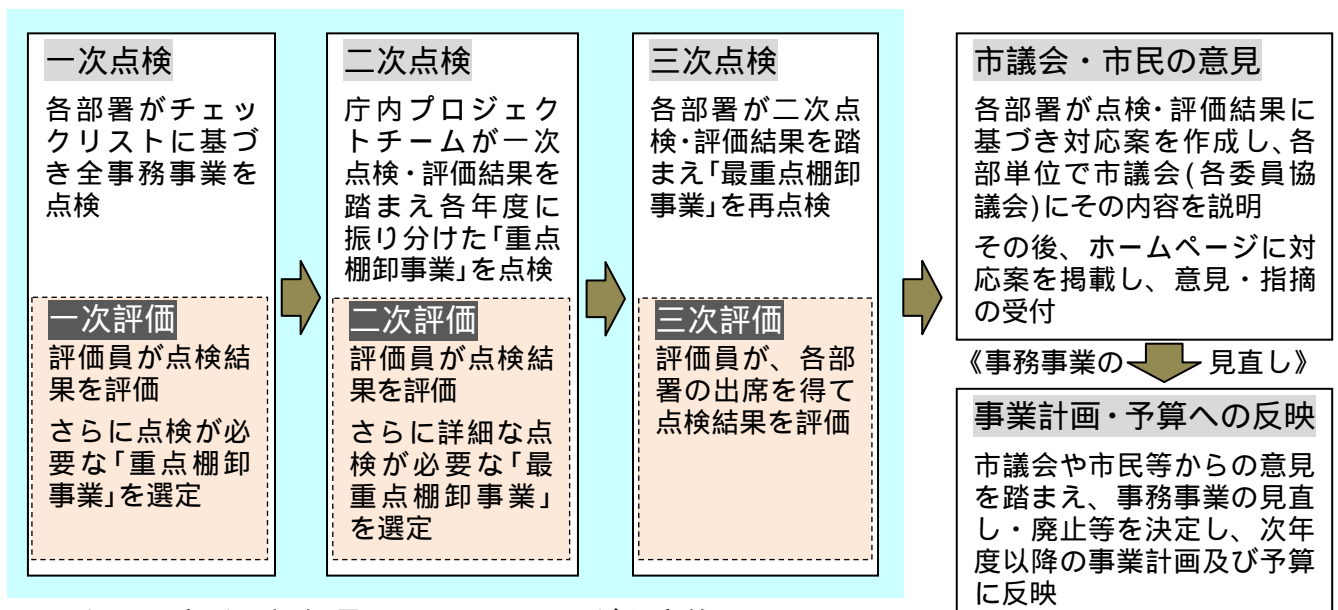
．事業の概要

(1) 対象事業

本市の全事務事業(平成 23 年度における事務事業実績測定対象事業及び平成 24 年度新規事業で、行政委員会や企業会計を含めた全部局の事業が対象)

(2) 点検・評価の内容

事務事業総点検の流れ



必要に応じて評価員によるヒアリングを実施。

一次評価において、評価員が重点棚卸事業に係る平成 24・25 年度の振り分けを決定。

点検・評価の視点

全事務事業について、別紙の「枚方市事務事業総点検 点検・評価の視点」により点検・評価を実施する。

今後の方向性

点検・評価結果に係る「今後の方向性」については、事務事業実績測定における区分を基本とする。なお、「今後の方向性」は、各点検段階において、評価員の評価を踏まえて変わることがある。

「今後の方向性」 の区分	「現状のまま継続」 「改善」 「休・廃止」
-----------------	-----------------------------

「今後の方向性」については、上記区分の「改善」、「休・廃止」を、各部の事務事業を単位として概ね3割以上とすることを目安とする。

・事務事業総点検評価員

(1) 設置目的等

庁内における点検（一次点検から三次点検）の結果について外部の視点による評価等を行うため、有識者からなる評価員（3名）を置くとともに、必要に応じ、評価員による会議を開催する。

(2) 担当事務

点検結果を評価すること。
点検結果を踏まえ、さらに点検が必要な事務事業を選定すること。
上記のほか、点検結果の評価に関し市長が必要と認める事項を処理すること。

(3) 設置根拠等

身 分：地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤嘱託職員
設置根拠：枚方市事務事業総点検評価員設置要綱

(4) 評価

評価員は、基本的に各評価員が独立して職務に当たる、いわゆる「独任制」を取るものであり、評価については、合議による集約化を行わず、各評価員ごとに行うものとする。